

# 社 団 法 人 中 部 経 営 情 報 化 協 会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人中部経営情報化協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市東区名駅四丁目 4 番 1 2 号におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、経営における管理技術及び情報技術の活用を促進することにより、経営管理の向上と経営情報の高度化につとめ、わが国の産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

( 1 ) 経営管理技術および経営情報技術に関するフェアおよびカンファレンスの開催

( 2 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する普及啓発

( 3 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する情報の収集提供

( 4 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する人材育成

( 5 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する調査研究

( 6 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する相談指導

( 7 ) 経営管理技術および経営情報技術に関する内外関係機関および会員相互の交流・協力

( 8 ) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

( 1 ) この法人の目的に賛同する経営管理技術および経営情報技術に関する事業・サービスを業とするもの

( 2 ) この法人の目的に賛同する経営管理技術および経営情報技術を活用して事業を行うもの

( 3 ) この法人の目的に賛同する経営管理技術および経営情報技術に関する調査研究を行うもの

( 4 ) その他この法人の目的に賛同する国の機関および地方公共団体

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。  
また、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡
- (2) 解散
- (3) 破産

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名譽を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が、既に納入した会費、入会金その他の拋出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

(種別および選任)

第11条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 理事 20人以上30人以内(会長を含む)
- (3) 監事 2人以内

2. 役員は、総会において選任する。

3. 理事は、互選により副会長2人又は3人、専務理事1人および常任理事3人以上5人以内を定める。

4. 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。

5. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会務を掌理する。

3. 専務理事は、会長の指示により、会務の処理をする。

4. 常任理事は、この法人の運営に関する重要事項の審議処理に参画する。

5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6. 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会の定めるところにより、副会長のうちの1人が、その職務を代行し、会長および副会長に事故があるとき、または欠けたときは、専務理事が代行する。

7. 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産および会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。

( 3 ) 財産、会計および業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は愛知県知事に報告すること。

( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は総会を招集すること。

( 任 期 )

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 . 役員は、再任されることができる。

3 . 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 解 任 )

第 14 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 役員報酬 )

第 15 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

## 第 4 章 顧問・参与および相談役

( 種別および選任 )

第 16 条 この法人に、顧問・参与および相談役若干名をおくことができる。

2 . 顧問は、関係官公庁の要職者、または産業の合理化に関し学識経験のある者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 . 参与は、経営合理化に関し学識経験のある者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 . 相談役は、この法人にとくに功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

( 職 務 )

第 17 条 顧問・参与および相談役は、会長の諮問に応じ随時意見を提出する。

( 任 期 )

第 18 条 顧問・参与および相談役任期は、2 年とする。

## 第 5 章 会 議

( 種 別 )

第 19 条 この法人の会議は、総会および理事会の 2 種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

( 構 成 )

第 20 条 総会は、会員をもって構成する。

2 . 理事会は、理事をもって構成する。

( 権 能 )

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 事業計画の決定

( 2 ) 事業報告の承認

( 3 ) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 . 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 総会の議決した事項の執行に関すること

( 2 ) 総会に付議すべき事項

( 3 ) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 開 催 )

第 22 条 通常総会は、毎年 1 月および 3 月に開催する。

2 . 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または総会員の 3 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 . 理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

( 招 集 )

第 23 条 会議は会長が招集する。

2 . 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

( 議 長 )

第 24 条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

( 定 足 数 )

第 25 条 会議は、総会においては会員の 5 分の 3 以上、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

( 議 決 )

第 26 条 総会における会員の議決権は、それぞれ 1 個とする。

2 . 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

3 . 理事会の議決は、出席理事の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

( 書 面 表 決 等 )

第 27 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

( 議 事 録 )

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 会議の日時および場所

( 2 ) 会員または理事の現在数

( 3 ) 会議に出席した会員の数または理事の氏名 ( 書面表決者および表決委任者を含む )

( 4 ) 議決事項

( 5 ) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨

( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、出席した会員または理事のなかから、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第6章 委員会および部会

( 委員会および部会 )

第 29 条 この法人の事業を行うため必要があるときは、委員会および部会をおくことができる。  
委員会および部会の組織および運用に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 事務局

( 事務局 )

第 30 条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。  
2 . 事務局に事務局長 1 人その他の職員をおく。  
3 . 事務局および職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

( 事務局長 )

第 31 条 会長は事務局職員のなかから事務局長を選任する。  
2 . 事務局長は、専務理事の指揮のもとに、事務局の事務を処理する。

## 第8章 資産および会計

( 資産の構成 )

第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。  
( 1 ) 会費  
( 2 ) 寄付金品  
( 3 ) 事業に伴う収入  
( 4 ) 資金から生ずる収入  
( 5 ) その他の収入

( 資産の管理 )

第 33 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

( 経費の支弁 )

第 34 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

( 予算および決算 )

第 35 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 2 箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

( 長期借入金 )

第 36 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が 1 年未満の借入れを除き、愛知県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において総会員の5分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。  
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。  
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、愛知県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 10章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款の変更は、愛知県知事の認可があった日(平成13年4月18日)から施行する。

制定：昭和44年9月 4日

改定：昭和46年3月26日

改定：昭和53年1月27日

改定：昭和55年4月24日

改定：平成 2年4月 1日

改定：平成13年3月27日